

高齢者施設の停電時におけるBCP運用等支援事業の申込の御案内

東京都では、省エネ・再エネの取組として、高齢者施設が省エネ化を図り、停電時等においても運営を維持できるよう、専門家を派遣し助言を行うほか、専門家の助言に基づいて省エネ・再エネ機器等を導入する経費を補助します。

対象施設

指定介護老人福祉施設（定員30人以上の特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院

※ 非常災害時におけるBCPを策定済又は令和4年度中に策定見込みの施設で、当該事業の実施施設として選定された施設に限る

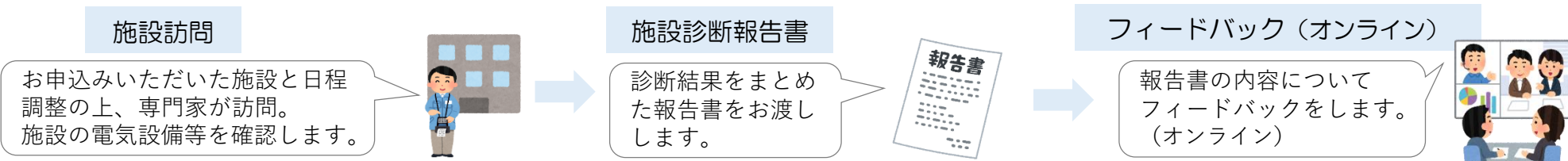
事業内容

(1) 専門家（アドバイザー）派遣

専門家※1が現地訪問により、現状のBCPや施設・設備を確認の上、停電時の対応に加え、施設の省エネ化に向けた取組について助言をします。令和4年9月から12月までの間で施設へ訪問※2します。

※1 専門家派遣については、公益財団法人東京都環境公社に委託して実施します。

※2 施設訪問は約4時間となります。限られた時間内での訪問となりますので、資料準備（図面や使用電力量の確認等）や重点的に点検を受けたい箇所の整理等、事前の準備への御理解、御協力をお願いいたします。



専門家派遣申込先
・問合せ先

クール・ネット東京 ((公財)東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター)

メールアドレス: cnt_bcp_shoene@tokyokankyo.jp 電話: 03-5990-5087 (受付時間: 平日9~17時)

【申込方法】「BCP運用等支援事業申込兼事前調査書」を、上記メールアドレスあてに送付してください。

(2) 機器導入支援（補助金交付）

(1)の専門家の助言に基づいて、停電時の事業継続等に資するエネルギー効率の良い機器・設備や再生可能エネルギーを活用した機器・設備※3を導入する経費を助成します。

※3 令和5年3月31日までに設置が完了するものに限る（例：蓄電池・太陽光発電装置・照明設備・空調設備等）

● 補助基準額 10,000千円（補助率3/4）

● 交付申請締切 第1回：令和4年11月4日（金曜日）、第2回(最終)：令和5年1月20日（金曜日）



事業全体・機器導入支援
（補助金）の問合せ先

福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課 BCP運用等支援事業担当

指定介護老人福祉施設 電話：03-5320-4265 / 介護老人保健施設・介護医療院 電話：03-5320-4266